

令和3年第3回

智頭町議会臨時会会議録

令和3年 7月30日 開会

令和3年 7月30日 閉会

智頭町議会

第3回智頭町議会臨時会会議録

令和3年7月30日開議

1. 議事日程

第 1. 仮議席の指定

第 2. 議長の選挙

追加日程1

第 3. 議席の指定

第 4. 会議録署名議員の指名

第 5. 会期の決定

第 6. 副議長の選挙

第 7. 議席の一部変更

第 8. 常任委員の選任

第 9. 議会運営委員の選任

第10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

第11. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第12. 議案第78号 専決処分について

第13. 議案第79号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号)

第14. 報告第6号 法人の経営状況について

第15. 報告第7号 法人の経営状況について

追加日程2

第16. 議案第80号 智頭町監査委員の選任について

第17. 発議第 5号 常任委員会所管事項の事業事務、調査について

第18. 発議第 6号 議会運営委員会の所管事項の事業事務、調査について

第19. 発議第 7号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について

第20. 閉会中の継続調査の申し出について

第21. 議員派遣について

1. 会議に付した事件

第 1. 仮議席の指定

第 2. 議長の選挙

追加日程 1

第 3. 議席の指定

第 4. 会議録署名議員の指名

第 5. 会期の決定

第 6. 副議長の選挙

第 7. 議席の一部変更

第 8. 常任委員の選任

第 9. 議会運営委員の選任

第 10. 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

第 11. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 12. 議案第 78 号 専決処分について

第 13. 議案第 79 号 令和 3 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)

第 14. 報告第 6 号 法人の経営状況について

第 15. 報告第 7 号 法人の経営状況について

追加日程 2

第 16. 議案第 80 号 智頭町監査委員の選任について

第 17. 発議第 5 号 常任委員会所管事項の事業事務、調査について

第 18. 発議第 6 号 議会運営委員会の所管事項の事業事務、調査について

第 19. 発議第 7 号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について

第 20. 閉会中の継続調査の申し出について

第 21. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員 (12 名)

1 番 仲 井 莖	2 番 西 尾 寿 樹
3 番 岡 田 光 弘	4 番 藤 田 浩 祐
5 番 宮 本 行 雄	6 番 田 中 賢
7 番 谷 口 翔 馬	8 番 波 多 恵 理 子
9 番 安 道 泰 治	10 番 大 河 原 昭 洋
11 番 河 村 仁 志	12 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課	長	矢 部 久美子
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	小 谷 いず美
会 計 課	長	江 口 礼 子
総 務 課 参 事		米 本 勝 彦
教 育 課 参 事		大 藤 邦 彦

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	寺 谷 圭 祐

開 会 午前10時00分

開 会 あ い さ つ

○事務局長（柴田睦子） 事務局長の柴田です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中

で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席されている議員の中で、田中賢議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

田中賢議員議長席をお願いします。

○臨時議長（田中賢）　　ただいま紹介いただきました田中賢です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、宜しくお願いします。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回智頭町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1． 仮議席の指定

○臨時議長（田中賢）　　日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2． 議長の選挙

○臨時議長（田中賢）　　日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。

ご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中賢）　　異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田中賢）　　異議なしと認めます。

したがって臨時議長が指名することに決定しました。

議長に谷口雅人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、臨時議長が指名しました谷口雅人議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(田中賢) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名した谷口雅人議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました谷口雅人議員が議場におられるので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

谷口雅人議員、議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

谷口雅人議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長(田中賢) 12番、谷口雅人議員。

○新議長(谷口雅人) ただ今、議長にご指名を受け、皆様方にご承諾を頂きました谷口雅人でございます。私、6月20日をもちまして、任期が在任が17年を迎えました。今期の当選をもって6期となります。この間、一貫してまちの今までの有りようというものをずっと振り返ってみますと、常に厳しい状況の中から形を作り上げてきたという思いを持っております。当時、単独と合併が大変な激突の時代でございました。人間性すら否定されるようなひどいことも言われ、また物理的な圧力もしっかりと受けてきたものでございます。そうした中で、誰に負けることもなく、今までやって来られたのは、支持していただきました皆様方、そして曲げることはない信念があったからだというふうに思っております。これから先もこの町が何としてもゆるぎなく活気のある町であることを目指し、全身全霊を持って議長職を全うさせていただきたい、このように思っております。

皆様方のご協力と、また議会全体の活発な論議を期待しまして挨拶とさせていただきます。終わります。

○臨時議長(田中賢) 谷口雅人議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は、全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

(議長席より臨時議長退席、新議長着席)

○議長(谷口雅人) 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時30分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、日程第3から日程第15まで、日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第15までを日程に追加することに決定しました。

日程第3．議席の指定

○議長（谷口雅人） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項によって、議長においてお手元に配りました議席表のとおり指名いたします。

日程第4．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、仲井莖議員、2番、西尾寿樹議員を指名します。

日程第5．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第6．副議長の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については地方自治法第118条第1項の規程により、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（事務局職員は、議場の出入口を閉鎖する。）

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、西尾寿樹議員、3番、岡田光弘議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は、単記・無記名です。

（事務局長投票用紙を配布）

○議長（谷口雅人） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（事務局長、投票箱を点検し、「異常」なしの報告）

○議長（谷口雅人） 異常なしと認めます。

（各議員 投票用紙に記入）

○議長（谷口雅人） ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（柴田睦子） 1番 仲井莖議員、2番 西尾寿樹議員、3番 岡田光弘議員、4番 藤田浩祐議員、5番 宮本行雄議員、6番 田中賢議員、7番 谷口翔馬議員、8番 波多恵理子議員、9番 安道泰治議員、10番 河村仁志議員、11番 大河原昭洋議員、12番 谷口雅人議員。

（各議員 順次投票）

○議長（谷口雅人） 投票もれはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2番 西尾寿樹議員、3番 岡田光弘議員 開票の立ち会いをお願いします。

(事務局長は、投票箱を開き、立会人とともに開票、
投票を点検、整理、集計をする)

○議長（谷口雅人） 選挙結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、河村仁志議員8票、仲井荃議員4票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、河村仁志議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局職員は、議場解錠)

○議長（谷口雅人） ただいま、副議長に当選された河村仁志議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

河村仁志議員、副議長当選の承諾及びあいさつをお願いします。

○議長（谷口雅人） 10番、河村仁志議員。

○副議長（河村仁志） 改めまして皆さん、おはようございます。

先程皆さまの方から選出していただきました副議長を拝命しました河村仁志です。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。私は今期3期目であります。1期目は補欠という結果の選挙で当選させていただきましたが、2回目は無投票、3度目の選挙では非常に厳しい投票結果をいただき、現在もそれを真摯に受け止めているところではあります。しかしながら議会活動及び議会の改革はかねてよりずっと推し進めていました。今後も副議長という重責を担いながら更に議会改革、議会運営等々を行っていきたいと思っております。

また、福祉の部分でも民生常任委員会の委員長として4年間福祉分野で尽力してきたつもりです。更にこの福祉の事業、施策も進めていきたく思っておりますし、今回の議長に選ばれました谷口議長のもと、皆さまと一緒に知恵を借りながら、お力を借りながら、議会の運営を行っていきながら議長を支えていく、微力ながらそのように考えております。皆さまからもいろいろご指導、ご鞭撻いただきながら今後も推し進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。終わります。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休憩 午前 10時44分

再開 午後 2時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7．議席の一部変更

○議長（谷口雅人） 日程第7、議席の一部変更を行います。

副議長の当選に伴い議席の一部を変更したいと思います。

変更した議席表は、お手元に配りました変更議席表のとおりです。

日程第8．常任委員の選任

○議長（谷口雅人） 日程第8、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、総務常任委員に谷口翔馬議員、仲井荃議員、大河原昭洋議員、宮本行雄議員、西尾寿樹議員、谷口雅人議員を、民生常任委員に、安道泰治議員、田中賢議員、波多恵理子議員、藤田浩祐議員、岡田光弘議員、河村仁志議員を、議会広報広聴常任委員の広報に、西尾寿樹議員、谷口雅人議員、河村仁志議員、宮本行雄議員、藤田浩祐議員、仲井荃議員を、議会広報広聴常任委員の広聴に波多恵理子議員、大河原昭洋議員、安道泰治議員、谷口翔馬議員、田中賢議員、岡田光弘議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時02分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の正副委員長の互選の結果について、各常任委員会より報告がありましたので、報告します。

総務常任委員長に谷口翔馬議員、副委員長に仲井莖議員、民生常任委員長に安道泰治議員、副委員長に田中賢議員、議会広報広聴常任委員長に西尾寿樹議員、副委員長に波多恵理子議員。

以上のとおりです。

日程第9．議会運営委員の選任

○議長（谷口雅人） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、大河原昭洋議員、藤田浩祐議員、谷口翔馬議員、安道泰治議員、河村仁志議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時03分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について、議会運営委員会より報告がありましたので報告します。議会運営委員長に大河原昭洋議員、副委員長に藤田浩祐議員。

以上のとおりです。

日程第10．鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙

○議長（谷口雅人） 日程第10、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の選挙を

行います。

この組合議会議員は、鳥取県東部広域行政管理組合同規約第5条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に谷口雅人議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した谷口雅人議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました谷口雅人議員が鳥取県東部広域行政管理組合議会の議員に当選されました。

日程第11. 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(谷口雅人) 日程第11、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この広域連合議会議員は、鳥取県後期高齢者医療広域連合同規約第8条第1項の規定により、本町から選挙する議会議員の定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に河村仁志議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました河村仁志議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました河村仁志議員が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

(執行部入席)

再開 午後 3時00分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12. 議案第78号から日程第13. 議案第79号までの2議案及び、
日程第14. 報告第6号から日程第15. 報告第7号までの2報告一括上程

日程第12、議案第78号 専決処分についてから日程第13、議案第79号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の2議案及び、報告第6号 法人の経営状況についてから報告第7号 法人の経営状況についてまでの2報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第3回臨時町議会を召集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

まずもって、去る7月18日に執行されました町議会議員一般選挙でのご当選、誠におめでとうございます。

議員各位におかれましては、これからの4年間、智頭町の持続的で豊かな町づくりに、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いするとともに、町の発展と町民の福祉増進、向上のため存分にご活躍なされますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、専決処分についてであります。議案第78号 令和3年度智頭町一般会計補正予算第3号につきましては、7月初めの豪雨による被害の復旧などに要する経費、計9,567千円を措置したものです。

次に議案第79号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号では、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、感染するなどした被用者に対して支給する傷病手当を措置しています。

次に報告案件です。法人の経営状況につきましては、株式会社サングリーン智頭及び一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団の、令和2年度の経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提出しました諸議案の概要を説明しました。

詳細については主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明が終わりました。

これから日程第12、議案第78号から日程第13、議案第79号及び、日程第14、報告第6号から日程第15、報告第7号の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第12、議案第78号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、議案第78号 専決処分について、専決処分書1ページをご覧ください。令和3年7月21日付で専決処分をしています。令和3年度 智頭町一般会計補正予算（第3号）、歳入歳出の総額に、956万7千円を増額し、それぞれ68億9,548万円とするものです。

まず、7ページの歳出をご覧ください。併せて、別に配付しております「令和3年度7月補正予算概要（専決）」についてもご覧いただきたいと思います。

総務費の財産管理費では、令和3年7月はじめの大雨により、木材工業団地の法面が崩落した箇所への修繕、同じく大雨により堆積した、久志谷地区の鉄道線路に隣接する水路の土砂撤去に要する手数料を措置しています。

衛生費のじん芥処理事業では、床上浸水した住宅の畳など災害廃棄物処理手数料を措置しています。

農林水産業費の林道維持管理事業、同じく土木費の道路維持事業でも、大雨により被災した林道及び町道の復旧に要する経費を措置しています。

歳入につきましては、予算書6ページのとおり、繰越金をもって措置しています。以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第79号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美）

議案第79号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ176万9千円を追加し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ7億3,607万3千円とするものです。

歳出につきましては、7ページをご覧ください。提案理由でも説明のあったとおり

新型コロナウイルス感染症に関する対策として、感染するなどした被用者に対して、療養するために就労出来ない期間に支給する傷病手当金を措置しています。

財源につきましては、6ページをご覧ください。国庫支出金で措置しています。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） この補正額の176万9千円の根拠というのはどういうふうなことになっていますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美）

どのような方が申請してこられるかわかりませんので、県の最低賃金をベースに算出しております。県の最低賃金に3分の1の支給というふうなことになりますので、その3分の2をかけて42日分というふうなかたちで、日数の方もその療養される期間等わかりませんので、42日というふうなことで計上しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 他にありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 関連してですが、その42日分というのは一人分ですか、何人分相当ですか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 一人分とかそういうふうなところとしましては、一週間の療養で、一週間就労できなかった方の場合ですと、何人分かというふうなかたちで人数になるかと思いますが、概ね42日分あれば、ある程度の方の支給ができるのではないかと、もし1件であったとしても42日間というふうなことで対応できるのではないかと、ということで考えております。

○議長（谷口雅人） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）質疑なしと認めます。

日程第14、報告第6号から日程第15、報告第7号については、質疑をもって、報告は終了しますのでご理解ください。

日程第14、報告第6号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

山村再生課長。

○山村再生課長（山本進）

議案書1ページをお願いいたします。報告第6号 法人の経営状況について。これは地方自治法の規定により、町が出資している法人である株式会社サングリーン智頭の経営状況を報告するものであります。株式会社サングリーン智頭は、平成3年3月に設立され、株主は町、森林組合、JA、そして個人の9名ということであり、町有林などの森林整備を中心に、各種事業に取り組んでいるところであります。

それでは別冊の令和2年度決算報告書3ページをご覧ください。令和2年度の営業状況であります。1つめは、町有林の森林施業に伴う造林事業収入です。約18ヘクタールの間伐と847メートルの作業道開設に係る補助金収入であります。2つめは、町有林における造林事業の林産品売上です。合計で771の材を地元の原木市場に出荷しています。以下、森林組合、町、個人などからの林産事業収入、椎茸原木等の売り上げの林産品売上、補助事業や委託事業を中心としたその他の事業であります。総合計で443,748,902円です。前年度よりも230万円余の増となっております。

続いて、4ページの貸借対照表です。トラックを購入したことから、資産の部の固定資産の欄の車両運搬具に170万円余を計上しています。未収金、未払金とも、6月24日の株主総会時点で精算済みであります。

続いて、5ページの損益計算書をお願いいたします。決算の欄をご覧ください。収益から費用を差し引いた営業総利益19,054,616円、一般管理費合計16,979,669円、営業損益2,074,947円です。営業外損益を差し引いた経常損益5,568,517円、特別損益を差し引いた税引前当期損益4,991,174円、法人税・住民税を差し引いた税引後当期損益4,808,674円となります。前年度は400万円余のマイナスでありましたが、プラスに転じることができました。これに前期繰越欠損金△9,855,883円を加えた当期未処分利益剰余金は△5,047,209円となります。

6 ページが、先ほどご説明した損益計算書の明細であります。

7 ページが、剰余金の処分についてです。当期利益剰余金と前期繰越欠損金の合計の△5,047,209円を、次期繰越欠損金として処分するものです。

平成30年度においては、7月の西日本豪雨に伴う未曾有の災害のため、作業の段取りが大幅に狂うなど、非常に厳しい結果となり、令和元年度については退社した熟練者の後任の補充ができないなど、非常に厳しい状況が続いたことから、2年連続の赤字決算となりましたが、令和2年度におきましては林産事業収入などの増加により、経営は改善傾向にあります。

引き続き、町有林の整備をはじめとする各種事業につきまして、サングリーン智頭や関係機関と連携しながら取り組み、経営改善を促していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、報告第7号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内学）

それでは、議案書2ページをご覧ください。報告第7号 法人の経営状況についてご説明いたします。別添の一般財団法人 因幡街道ふるさと振興財団令和2年度事業報告書をごらんください。6月22日に評議委員による書面表決の承認を得ました、令和2年度事業報告及び決算状況について報告するものでございます。

まず、1ページから10ページまでが、令和2年度に開催しました事業報告でございます。2ページから4ページにおきましては、(1)の文化美術品展示事業を開催しております。また、4ページから5ページにおきましては、(2)の開館20周年記念事業を展開しており、その内訳を明記しております。5ページから8ページにおきましては、(3)の町内作品展示販売および文化遺産展示事業の内訳を明記しております。8ページの(4)の館内での体験型イベントを明記しております。同じく8ページから9ページに(5)の情報発信事業について明記しております。また、9ページから10ページの(6)に石谷家住宅の管理事業について、明記しております。

続きまして、11ページから24ページまでが、令和2年度の決算に関する内容でございます。また、25ページから26ページにおきましては、入館者数を明記しております。お手元の決算報告書の、12ページの前年度決算の比較をA3判に拡大したものを別途お配りしておりますので、12ページの令和2年度の決算に関する報告をさせていただきます。

まず、一般正味財産増減の部の(1)経常収益でございますが、基本財産受取利息であります、決算額8,987円であります。次に、智頭町受託収益であります。11,755,755円、これが指定管理料でございます。次に、入館料収入であります。5,227,485円、入館者9,585人分と志保や年会費であります。続きまして、イベント収入としまして150,000円、これは庭園公開の収入でございます。喫茶・物販収入が3,953,901円でございます。その他、県補助金及び町補助金、雑収益などとなります。経常収益の合計といたしまして、32,076,407円となります。

続きまして、(2)の経常費用でございますが、11ページでは事業費と管理費がわかれています。12ページは合算したものととなります。主なものといたしましては、人件費に係ります給料手当から、臨時雇用賃金、福利厚生費までが人件費でございます。また、維持管理に用します光熱費、燃料代、及び租税公課、食糧費、公債費などについての支出の内訳を明記しております。経常費用の合計といたしまして、26,545,039円となります。

続きまして、2としております、経常外増減の部をご覧くださいと思います。令和2年度におきましては、当期一般正味財産の増減欄でございますが、5,531,368円となっております。また、指定正味財産の増減の部でございますが、期首残高、期末残高ともに数字は動いておりません。これは、積み立てております。立ち上げのときから支出金でございます。資本金に当たるものでございます。正味財産期末残高といたしましては、33,735,248円となります。これが令和3年度へ繰り越しする金額となります。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

11番 河村議員。

○11番(河村仁志) 雑収益のところですが、前年額に比べて6,489,22

1円。これ、すごい雑収益なんですけど、内訳は説明していただけないか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長

○教育課長（竹内学） これは、新型コロナウイルスの関係で持続化給付金、雇用調整助成金、緊急雇用安定給付金ということで休業補償を含めた国の補助金を合算した金額になります。

○議長（谷口雅人） 11番 河村議員

○11番（河村仁志） 備考の所にそういうことを書かれておいた方がわかりやすくして良いのではないのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長

○教育課長（竹内学） 11ページの見にくい表なんですけど、そちらの方には小さい字で掲載しています。ちょっと申し訳ないですけども。

○議長（谷口雅人） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時24分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、討論を行います。

日程第12、議案第78号 専決処分についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第79号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、日程第16、議案第80号 智頭町監査委員の選任についてから日程第21、議員派遣についてまで、日程に追加したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16から日程第21までを、日程に追加することに決定しました。

日程第16. 議案第80号 智頭町監査委員の選任について

○議長(谷口雅人) 日程第16、議案第80号 智頭町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、岡田光弘議員の退席を求めます。

(岡田光弘議員、退席)

○議長(谷口雅人) 町長に提案理由の説明を求めます。
金兒町長。

○町長(金兒英夫) この度追加提案いたしました議案につきまして、その概要を説明します。

議案第80号 智頭町監査委員の選任につきましては、新たに岡田光弘氏を選任するため議会の同意を求めるものであります。

以上であります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者 あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者 あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

これから、議案第80号 智頭町監査委員の選任につきまして採決します。
お諮りします。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

したがって、本案に同意することに決定しました。

岡田光弘議員の復席を求めます。

(岡田光弘 議員、復席)

日程第17. 発議第5号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査について

○議長(谷口雅人) 日程第17、発議第5号 常任委員会所管事項の事務、事業の調査についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則39条第2項の規定により趣旨説明を省略することにしたと思います。

これにご異議ありありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し直ちに裁決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18．発議第6号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査について

○議長（谷口雅人） 日程第18、発議第6号 議会運営委員会所管事項の事務、事業の調査についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略すること
にしたいと思います。

ご異議ありありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し直ちに裁決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第7号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議について

○議長(谷口雅人) 日程第19、発議第7号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、大河原議員。

○10番(大河原昭洋) 発議第7号 同和問題調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり同和問題調査特別委員会を設置するものとする。名称、同和問題調査特別委員会。設置の根拠、地方自治法第109条及び智頭町議会委員会条例第5条。目的、智頭町基本的人権の擁護に関する条例に規定する部落差別をはじめとする一切の差別解消に向け、その取り組み等を調査・研究する。委員の定数、議員全員。調査研究期間、特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とする。委員の任期、調査終了までとする。経費、本調査及び研究に要する経費は、予算の範囲内とする。

以上です。

○議長(谷口雅人) 説明が終わりました。

質疑並びに討論を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結し直ちに裁決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました同和問題調査特別委員会の委員の選任について、委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員全員を、同和問題調査特別委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時35分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引続き会議を開きます。

同和問題調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について、委員会より報告がありましたのでご報告します。

委員長に大河原昭洋議員、副委員長に宮本行雄議員、以上のとおりであります。

日程第20. 閉会中の継続調査の申し出

○議長(谷口雅人) 日程第20、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報広聴常任委員会、議会運営委員会の各委員長より、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第21．議員派遣について

○議長（谷口雅人）　　日程第21、議員派遣についてを議題とします。

本件については、会議規則第120条の規定により、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 3時37分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年7月30日

智頭町議会臨時議長

田 中 賢

智頭町議会議長

谷 口 雅 人

智頭町議会議員

仲 井 茎

智頭町議会議員

西 尾 寿 樹